平成２４年（フ）第３４７号
奈良県大和高田市甘田町９番29号　レオパレス第20―104号室
債務者　清水　教行
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１号
東京都葛飾区青戸６丁目３番10―302号　ノルディック青砥、住民票上の住所奈良県香芝市逢坂４丁目296番地８
債務者　大原　光恵
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８号
奈良県橿原市五井町85番地の８
債務者　岡本　千恵
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目11番35号Ａ―102号、前住所奈良県大和郡山市小泉町3647番地12
債務者　乾　　健義
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
埼玉県熊谷市石原2038番地14
債務者　原田　正樹
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４０３号
千葉県船橋市二和西４丁目35番13号　桂荘202号
債務者　上野　広忠
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１８号
千葉県市原市皆吉803番地13
債務者　糸川　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１８号
新潟県長岡市長倉２丁目287番地３
債務者　田西めぐみ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
愛知県岡崎市緑丘２丁目11番地17　ファミール富士102
債務者　松下　靖夫
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４７号
愛知県岡崎市緑丘２丁目11番地17　ファミール富士102
債務者　松下絵理香
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
岡山県笠岡市神島外浦3224番地１、住民票上の住所岡山県笠岡市神島3778番地５
債務者　大本　義広
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
高知県高知市朝倉己785番地１　ローズハイツ101
債務者　金尾　章弘
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１号
高知市稲荷町６番５号　レオパレスアリエル101
債務者　松岡真理子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３号
高知県香南市野市町母代寺442番地３　Ｓ／ＴＡＧＥ301号
債務者　山村志野子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４号
大分県別府市秋葉町７番24号　センチュリーハイツ日名子914号
債務者　小川　美保
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
岩手県二戸市石切所字台中平13番地
債務者　上野　顕督
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部